

PTAの組織・任意性について

～「PTAと任意」～

「平成28年度新任役員研修会」

平成28年4月13日
横浜市PTA連絡協議会

「PTAと任意」

PTAは「任意団体」？

■PTAをどのような組織形態で運営を行うかについては、会員の総意で自由に決めることができますが、多くの単位PTAは法人格の無い組織（任意団体）の一つである「権利能力なき社団」として運営されています。

※権利能力なき社団・・・任意団体のうち、社団としての実態を備えているもの

※社団・・・一定の目的を持った人の集団で、団体としての組織をもち、社会上1個の単一体として存在するもの

「PTAと任意」

PTAは「任意団体」？②

- PTAは、その趣旨に賛同し協力する意志をもった会員で構成される組織です。
- PTA活動を規制するための法律は無いため、PTAの運営方法や活動などは会員の総意で決定することができます。
- 無理のない活動内容・活動時間など、できる範囲でできることを提案、検討するとよいでしょう。

「PTAと任意」

PTAは「任意加入」？

- PTAは保護者などの意志による加入（**任意加入**）により集まった会員で成り立っています。

- 保護者などの入会意志の確認方法は、加入の申込による方法や非加入の意志を申し出ていただく方法など、それぞれの単位PTAの実情にあわせて決定することができます。

「PTAと任意」

PTAの活動参加や役員の仕事は「任意」？

- PTAの活動内容や役員・委員の選任方法などは「原則として」単位PTAが自由に決定することができます。
- 但し、法令に違反することや公序良俗に反することを行わないよう配慮が必要です。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？①

■PTAの手引きなど冊子・印刷物のみを配付して特に入会（任意）について説明をせず、保護者による加入の意思表示もないままに、学校の教材費などと一緒にPTA会費を引き落としている。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？①（続き）

→PTAは任意団体であり、学校の付属団体とは異なります。そしてPTAへの入会・退会は任意です。

→PTA会費を強制的に引き落とすことは、強制加入だけでなく、学校が加入を強制しているような誤解もあわせて与えてしまう可能性があります。

■事前にPTAへの加入、会費徴収の方法などの説明を行うことが必要です。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？②

→入会前に説明などが無い場合や非加入や退会を希望する方に対して

- 「PTAは保護者の義務」だと説明している。
- 「PTAへの非加入・退会の理由について（PTA本部などが）納得ができないと対応できない」と説明している。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？②（続き）

→PTA**入会・退会は任意**です。

→理由は非加入・退会の必須要件ではありません。
個人のプライバシーへの十分な配慮が必要です。

■但し、今後の魅力あるよりよいPTA活動・運営の参考にするために、**プライバシーを尊重し得る範囲で理由を伺う**ことはよいでしょう。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？③

→保護者がPTAに非加入の児童・生徒の行事参加や景品などはどうすればいいの？

- PTAの行事には参加できないと説明している。
- そのつど相応の実費を徴収している。

「PTAと任意」

PTAでこんな事例はありませんか？③（続き）

→方法は、各単位PTAで検討し決定してください。

■但し、PTA活動は、**その学校に通学している全ての児童・生徒の不利益にならないように**と考えるのが望ましいでしょう。